

第5節 行政情報化の推進

1 電子政府の実現

電子政府の推進については、これまで「電子政府構築計画」（平成15年7月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月一部改定）等に基づき、様々な取組を実施してきた。

政府の情報システムについては、各府省の業務や情報システムを最適なものとするための計画（最適化計

画）を策定し、情報システムの運用コストや業務処理時間等の削減を図っている。総務省では、この最適化の取組を継続的に実施するため、各府省が策定した最適化計画を確認し、必要な調整を行うとともに、最適化の実施・評価状況のモニタリングを行う役割を担っている。

(1) 政府における IT ガバナンスの確立・強化

電子行政の推進は、「新たな情報通信戦略」（平成22年5月IT戦略本部決定）においても、重点戦略（3本柱）の一つに位置付けられ、政府情報システムについて徹底した業務改革をした上で、費用対効果を踏まえたシステムの構築・刷新を進めることとされている。

総務省では、政府情報システムに関し、費用対効果を踏まえた効率的・効果的な整備・運用等を図る観点から、専門的かつ技術的な改革方策について検討するため、平成22年9月から、「政府情報システム改革検討会」を開催し¹、平成22年12月に論点整理を行い、平成23年3月に、提言「政府におけるITガバナンスの確立・強化に向けて」を公表した。

本提言においては、これまでの電子政府の取組について、政府においてIT投資管理やシステムの整備・運用に係るポリシーやルールが必ずしも十分に整備されておらず、政府全体としてのマネジメントが十分に機能していない等の反省から、①IT投資管理の確立・強化、②政府のITガバナンスを支える基盤機能の強化、③政府共通プラットフォームの整備等が重要であるとしている。具体的には、IT投資案件の企画からシステムの導入、実際の運用を経た事後評価にわたる一連のプロセスにおいて、投資によって得られる効果

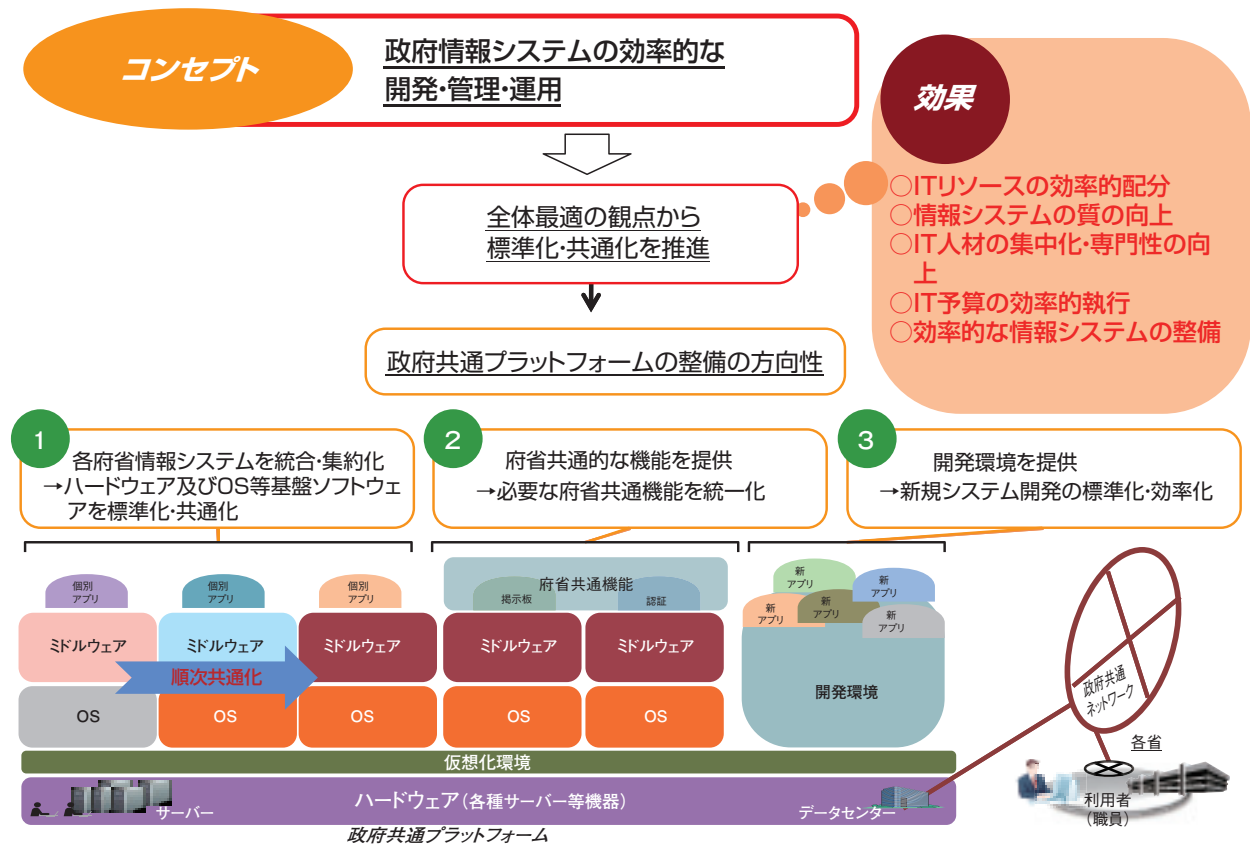
を最大化する継続的な取組が必要であること、政府情報システムの効率的な整備・運用を図るため、明確な戦略の下、すべての関係者を統制し、実現へと導く仕組み（ITガバナンス）を確立・強化すること等が必要であるとされている。

政府共通プラットフォームは、クラウドコンピューティング等の最新の技術を活用し、現在府省ごとに整備・運用されている政府情報システムの統合・集約化や、共通機能の一元的提供等を行う基盤として整備されるシステムである。政府共通プラットフォームを整備することにより、情報システム部門の運用・保守に係る負荷が軽減することから、情報システムの質の向上やITコストの削減だけでなく、情報システム部門が府省内の業務プロセス改革を推進するドライバとしての役割に注力することも可能となり、人材の有効活用や各府省のガバナンスの強化等も期待できる（図表5-5-1-1）。

今後、提言内容を確実に実施するため、「業務・システム最適化指針」、「情報システムに係る政府調達の基本指針」等の各種ガイドラインの必要な見直し、政府共通プラットフォームの着実な整備を行っていく必要がある。

¹ 政府情報システム改革検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/joho_system/index.html

図表 5-5-1-1 政府共通プラットフォーム



(2) 行政手続のオンライン利用に係る国民の利便性向上と行政運営の効率化に向けた取組

オンライン利用が可能な行政手続の範囲については、「2003年までに国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」との方針の下、オンライン化を進めてきた結果、2003年度にはオンライン利用が可能な国の手続は96%となった。しかしながら、申請・届出等の件数が極めて少ない手続が相当数を占めており、システムの整備・運用に係る経費に対して、オンライン利用による効果が十分発現していないといった指摘や、利用者の視点に立った業務の分析・見直し、申請システムの設計等が不十分であることなどにより、国民・企業等が利便性を十分に実感できていないのではないかとの指摘を受けてきた。

これを踏まえて、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月IT戦略本部決定）では、行政手続のオン

ライン利用の費用対効果等を検証し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を取りまとめることとされた。平成22年9月にIT戦略本部企画委員会の下に設置された「電子行政に関するタスクフォース」において検討が行われ、平成23年6月に「新たなオンライン利用に関する計画に係る提言」が取りまとめられた²。提言では、費用対効果等を踏まえてオンライン利用の停止・継続を判断する枠組みを設けることや、国民の利便性向上及び行政運営の効率化のための業務プロセス改革を行うべきことが盛り込まれており、今後、この提言を受けて、IT戦略本部において「新たなオンライン利用に関する計画」が決定され、計画に基づく取組が進められる予定である。

(3) 企業コードを用いた行政機関間情報連携の推進

現在、民間企業が行う国や地方自治体向けの行政手続においては、公的証明書類の添付が義務付けられているものが多く存在する。一方、行政機関ごとに様々な企業コードが割り付けられていることから、行政機

関間での情報連携が難しく、申請企業に負担が生じているなど、従来のオンライン行政手続は必ずしも利用者にとって利便性の高いものとは言えない状況にあった。

² 電子行政に関するタスクフォース：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/

「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月IT戦略本部決定）において、「国民本位の電子行政の実現」は重点戦略（3本柱）の一つに位置付けられており、具体的取組として「企業コードに係る政府・地方自治体の行政機関間・官民間の連携（中略）を推進することとされている。さらに、「新たな情報通信技術戦略工程表」（平成22年6月IT戦略本部決定）においては、企業コードの導入に関して、平成23年度までに課題抽出を行い、平成24年度から「企業コードの整備・連携の推進（順次）」を行うこととされている。

総務省では、同工程表に基づき企業コード導入に係る課題抽出のために、平成22年度に「行政業務シス

テム連携推進事業（共通企業コードを媒介にした行政業務システム連携による添付書類削減方法の検証）」を実施した³。これは、民間企業の行政手続のうち、申請時に法務省が発行する登記事項証明書等の添付を要する「物品・役務入札参加資格審査手続」を対象とし、法務省と協力して、共通企業コードを用いて行政機関間の情報連携を行うことで登記事項証明書の添付を省略することについて、技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行うものである。総務省では、これにより、利用者本位の新しい電子行政の実現を目指している。

2 電子自治体の推進

電子自治体は、地方公共団体においてもICTを積極的に活用することにより、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化を図るものであり、これまで庁内LANや「一人一台パソコン」の整備が行われてきたところである。今後は、ASP・SaaSをはじめとするICTの利活用の進展により、これまでは自ら情報

システムを構築し運用してきた地方公共団体においても、ICTのいわゆる「所有から利用へ」のパラダイムシフトへの対応や、クラウドコンピューティングをはじめとする近年のICT分野の技術革新を積極的に活用することにより、効率的な情報システムの構築・運用が求められている。

(1) 自治体クラウド

自治体クラウドとは、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していこうとするものである。地方自治体業務におけるクラウド導入の促進は、行政コストを大幅に圧縮し、業務の標準化の進展を図るとともに、住民サービス向上のための電子自治体の確立等のために喫緊の政策課題である。

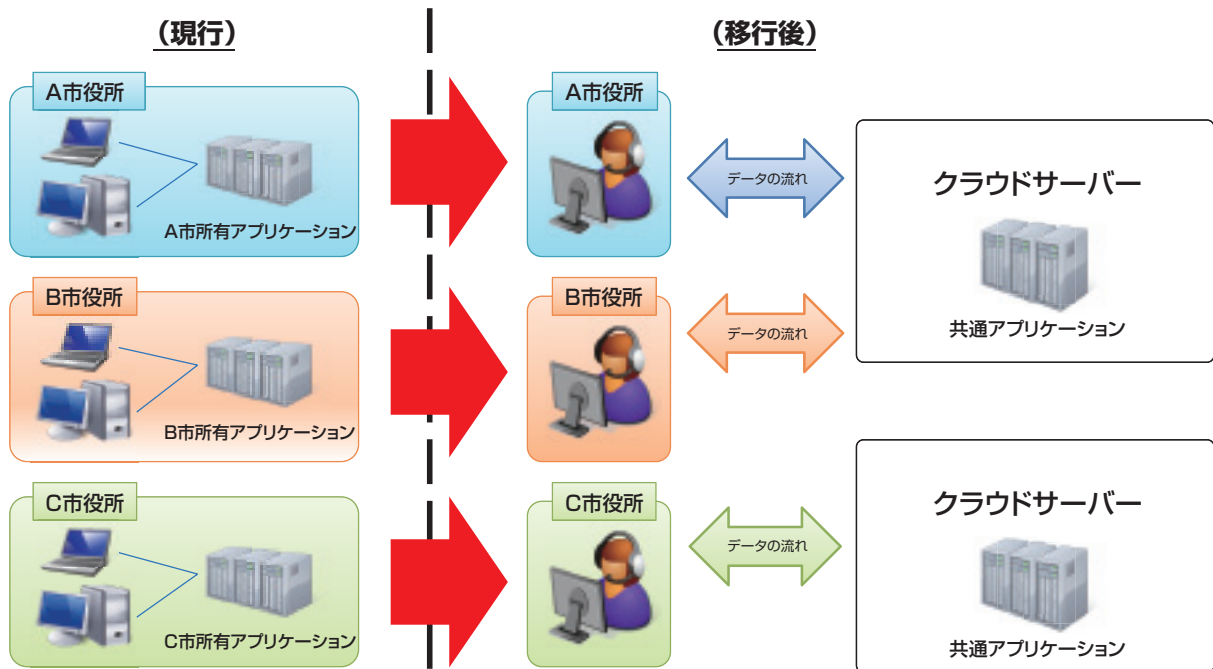
総務省では、地方公共団体の情報システムの一層の集約と共同利用による行政サービスの利便性の向上や

費用削減のため、平成21年度から総合行政ネットワーク（LGMAN）上に構築したコミュニティクラウドを地方公共団体が実際に利用する形態で、「自治体クラウド開発実証事業」に取り組んできた⁴（図表5-5-2-1）。また、平成22年7月に総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、自治体クラウドの全国展開に向けた取組を推進するとともに、住民サービスの向上のための電子自治体の確立に向け取り組んでいる。

³ 「行政業務システム連携推進事業」： http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_01000006.html

⁴ 自治体クラウドポータルサイト（総務省）： http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html

図表 5-5-2-1 クラウドコンピューティングの導入イメージ



(2) 電子自治体における個人情報保護と情報セキュリティ対策の徹底

電子自治体の推進においては、個人情報の保護と情報セキュリティ対策が重要な課題となっている。

このうち、地方公共団体における個人情報の保護については、平成17年度末までに、すべての都道府県・市区町村で個人情報保護条例が制定済みである。

他方、情報セキュリティ対策については、小規模の地方公共団体を含めたすべての地方公共団体において、望ましい情報セキュリティ対策が実施されるよう、総務省として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の改訂（平成22年11月）を行ったほか、各種の情報セキュリティ対策を推進しているところであ

る。また、地方公共団体は、災害発生などの緊急時においても重要業務を中断させず、仮に中断してもできるだけ早期に復旧させるため、業務継続計画（BCP）をあらかじめ策定し、対策を講じることが求められる。総務省では、平成20年8月に「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」を策定し、ICT部門の業務継続に関する地方公共団体の取組を支援している。総務省では、今後もすべての地方公共団体において適切な情報セキュリティ対策が実施されるべく支援するとともに、地方公共団体間の情報セキュリティに関する情報共有等を行う「自治体CEPTOAR」（平成19年3月創設）に対しての支援等を実施することとしている。

3 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、行政機関等への本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするものである⁵。

平成14年8月から稼働している同システムは、住

民利便の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている。総務省では、都道府県、市区町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における同システムの円滑かつ着実な運用を支援していくこととしている。住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関等への情報提供の件数は、一貫して増加しており、平成22年4月から平成23年

⁵ 参考：住民基本台帳ネットワークシステムに関するページ（総務省）：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/index.html

3月までの情報提供件数は、約1億1,700万件に達している。また、年金未統合記録については、住基ネットによる本人確認情報を活用した住所等の特定のための突合の実施により、年金記録の回復（約500万件）に貢献している。

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報保護に万全を期すため、総務省において、平成14年9月から開催している「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」における議論・提言を踏まえ、すべての市区町村を対象としたチェックリストによる点検を実施するなど、引き続き個人情報保護について十

分な措置を講じていくこととしている。

また、平成21年4月から、今まで以上に本人確認機能が強化された新しい住基カードが発行されている。

さらに、国民・利用者の皆さまの一層の利便性を図ることとして、平成22年2月から、コンビニエンスストアにおいて住基カードを利用して住民票の写し・印鑑登録証明書を取得することが可能となっている。平成23年4月現在で41の市区町村で実施されており、今後、順次全国展開する予定である。

4 地方公共団体による公的個人認証サービス

インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難であることから、なりすまし、改ざん、送信否認等の危険性がある。行政手続等のオンライン化を促進し、電子政府・電子自治体を実現するためには、こうした問題を解決する必要があることから、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)に基づき、平成16年1月から、地方公共団体による公的個人認証サービスの提供が開始された⁶。

公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年間、発行手数料が500円となっており、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けるこ

とができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等があり、平成22年4月現在で、国では13府省庁等、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっているところであり、今後、公的個人認証サービスの速やかで自律的な普及を促し、様々なオンライン手続等の認証基盤として発展・定着を図る必要がある。

⁶ 参考：公的個人認証サービスに関するページ（総務省）：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.htm